第２章　　計画策定の背景

第１節　ごみ処理行政の動向

１．関係法令等の動向

近年では、地球環境問題、資源循環型社会の形成等へ対応するため、さまざまな法律が制定及び改正されています。循環型社会形成推進のための法体系を図２－１－１に示します。

循環型社会形成推進基本法では、循環型社会を形成していくためにまず廃棄物の発生を抑制し（リデュース）、発生した廃棄物については再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、熱回収（サーマルリカバリー）※2の優先順位に従って処理することが基本的に求められています。さらに、平成 20 年 3 月に改定された第 2 次循環型社会形成推進基本計画において、廃棄物発電の導入による熱回収の徹底、バイオマス系循環資源の有効利用、環境負荷の低い静脈物流システムの構築など、循環型社会と低炭素社会の統合的な取組の推進がうたわれています。

また、廃棄物処理法の基本方針が平成 17 年 5 月に改正され、ごみ処理経費の負担の公平化、災害時に発生するごみの適正処理等について検討することが求められています。

さらに、平成 19 年 4 月には改正容器包装リサイクル法が施行され、レジ袋などの排出抑制推進、質の高い分別収集・再商品化の推進、再商品化義務を果たさない事業者への罰則強化などが盛り込まれました。

※2　循環型社会形成推進基本法では、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を、①ごみの発生抑制（リデュース）、②再使用（リユース）、③再生利用（リサイクル）、④熱回収（サーマルリカバリー）、⑤適正処分　としています。このうち個々の市民生活や事業活動と直接関連する、 ①Reduce（発生抑制）、②Reuse.（再使用）、③Recycle（再生利用）の頭文字をとって３R と称し、市民・事業者・行政の三者が協力して、廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方としています。３R を推進してもなお処理しなくてはならない廃棄物は、中間処理施設において、燃えるごみは焼却によって発生する熱を有効に利活用し（④熱回収：サーマルリカバリー）、燃えないごみからは金属類の資源物を回収した後、適正に処分します（⑤適正処分）。

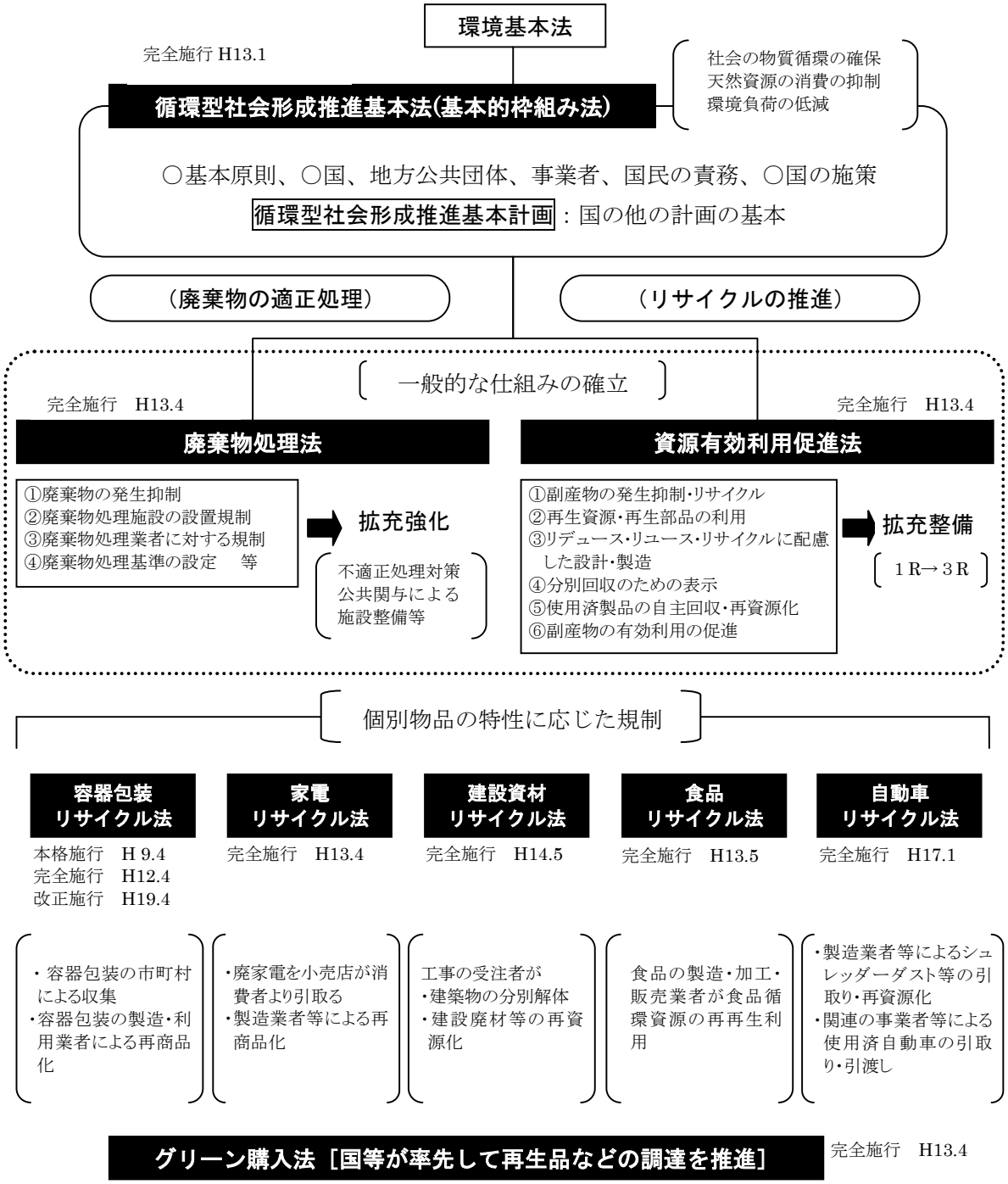

図２-１-１　循環型社会形成推進のための法体系

２． 廃棄物減量化目標の動向

国では、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項に基づいて定めた「廃棄物処理法の基本方針」の中で一般廃棄物及び産業廃棄物の減量化の目標を定めているほか、循環型社会形成推進基本法第 15 条第 1 項に基づいて定めた「循環型社会形成推進基本計画」の中で減量化の目標となるべき数値を示しています。

本計画では、これらの目標を踏まえて本圏域の減量目標等を定めます。

（１） 廃棄物処理法の基本方針

廃棄物処理法の基本方針で定める一般廃棄物の減量化の当初目標は表２－１－１のとおりであり、平成 22 年 12 月に変更されています。

表２-１-１　廃棄物処理法の基本方針で定める目標

（平成 17 年 5 月 26 日環境省告示第 43 号）

項　　目	目　　標	
総ごみ発生量	平成22年度において平成9年度比	約5%削減
再生利用率	平成22年度において総ごみ発生量の	約24%に増加
最終処分量	平成22年度において平成9年度の	概ね2分の1

変更（平成 22 年 12 月）

項　　目	目　　標	
総ごみ発生量	平成27年度において平成19年度比	約5%削減
再生利用率	平成27年度において総ごみ発生量の	25%に増加
最終処分量	平成27年度において平成19年度の	約22%削減

（２）循環型社会形成推進基本計画（平成 20 年 3 月 25 日閣議決定）

第 2 次循環型社会形成推進基本計画で定める資源化、減量化の目標のうち、自治体のごみ処理事業において目標にすることができる数値は以下のとおりです。

表２-１-２　循環型社会形成推進基本計画で定める目標

項　目	指　標	目　　標
発生抑制	1人1日当たりのごみ総排出量 （家庭系、事業系、資源物の全体）	平成27年度において 平成12年度の10％削減
家庭系ごみの減量	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 （家庭から出る、可燃、不燃、粗大ごみ）※	平成27年度において 平成12年度の20％削減
事業系ごみの減量	事業系ごみ排出量 （事業系一般廃棄物）	平成27年度において 平成12年度の20％削減

※資源として分別収集するものは含まない。

第２節　将来構想

本計画の上位計画となる埼玉県ごみ処理広域化計画及び構成市町の将来のまちづくりに対する目標、廃棄物処理法の基本方針等を踏まえて、本計画の基本方針等を策定します。

１．ごみ処理広域化計画

一般廃棄物を広域的に処理することにより再生利用が容易になる、焼却施設の集約化に伴う全連続炉化によるダイオキシン類をはじめとした環境負荷の低減化や効率的な熱回収が可能となる、施設整備費や維持管理経費が安くなるなどの効果が期待できることから、埼玉県では地域の地理的・社会的な特性を考慮したうえで適正な施設の規模を確保し、循環型社会形成の推進を図るため、「第２次埼玉県ごみ処理広域化計画」（以下「広域化計画」という。）が策定されています。

広域化計画におけるごみ処理広域ブロックの区割りでは、本組合の構成市町はブロック 15 の全域と合致しています。

広域化計画の概要は以下のとおりです。

第２次埼玉県ごみ処理広域化計画（平成 20 年 3 月）	
計画策定の視点	第 1 次計画の視点に加え循環型社会形成の推進に関する視点を追加。 **第 1 次計画の視点** ○ダイオキシン類削減対策 ○焼却残渣の高度処理対策 ○マテリアルリサイクルの推進 ○サーマルリサイクルの推進 ○最終処分場の確保対策 ○公共事業のコスト削減 ＋ **第 2 次計画の視点** ○ごみの減量化の推進 ○温室効果ガスの削減対策 ○民間施設を活用した広域処理の推進 ○計画的な施設整備
計画期間	平成 20 年度～平成 29 年度
ごみ処理広域ブロック	焼却施設の 1 日当たりの処理能力が 300 トン以上(少なくとも 100 トン以上) となるように、県内を 21 のブロックに区割りを行った。
今後の推進体制	・各市町村は、「一般廃棄物処理基本計画」に広域的なごみ処理施設の整備計画を位置づけるとともに、整備が必要な段階では、研究会やブロック会議を行う。 ・県は、広域化計画の推進管理を行う。

２． 構成市町の総合振興計画

構成市町の総合振興計画に示されているまちづくりに関する将来の都市像、基本目標、ごみ処理に関する基本方針などは以下のとおりです。これらを踏まえ、本組合としての基本計画を策定します。

<table>
<tr><td colspan="3">第１次秩父市総合振興計画　～近未来ちちぶまちづくりプラン 2006
（平成 18～平成 27 年度）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本構想</td><td>将来都市像</td><td>“環境重視・経済回生”
「自然と人のハーモニー　環境・観光文化都市　ちちぶ」</td></tr>
<tr><td>基本方針</td><td>①森と水の力を未来につなぐ「環境のまち」
②安全で住みたくなる「快適なまち」
③温もりと安心のある「健康のまち」
④にぎわいと感動を呼ぶ「交流のまち」
⑤すぐれた価値を生み出す「活力のまち」
⑥健やかに成長できる「共育のまち」
⑦互いに助けあう「協働のまち」</td></tr>
<tr><td>基本計画（ごみ関連）</td><td colspan="2">１．ごみ対策の推進
(1)循環型社会の構築
平成 12 年 6 月に公布された「循環型社会形成推進基本法」の理念を推進するため、各種考え方や取組などについて市民・事業者に対し啓発活動を推進します。
また、適正なごみ処理の推進に努めごみの減量化と資源化を促進し、ごみの埋立て量を減らし最終処分場のさらなる延命化を図ります。さらに、資源ごみの分別品目や収集回数について検討し収集制度の充実を図ります。
【主な取組】 ◆有価物回収事業 ◆電動生ごみ処理機設置費補助事業
(2)廃棄物処理の適正化
ごみの分別と資源化に対する意識の向上を市民及び事業者へ喚起し、ごみに対するモラルの徹底を促進します。また、関係機関と連携を図り山林や河川敷などへの不法投棄を防止するとともに、監視・パトロールを強化します。
【主な取組】 ◆不法投棄監視及び収集事業
(3) ６Ｒの推進
現在国では３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）を推進していますが、本市は具体的な方策の３Ｒ（リフューズ、リペア、リフォーム）を加えて６Ｒとし、積極的に循環型社会の構築を推進していきます。
【主な取組】 ◆６Ｒ推進運動</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="3">第５次横瀬町総合振興計画　うららかよこぜ
（2010～2019）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本構想</td><td>将来都市像</td><td>緑と風が奏でる　こころ和むまち</td></tr>
<tr><td>基本目標</td><td>『魅』　～自然に恵まれ、こころに残る魅力あふれる美しいまち“よこぜ”～
『絆』　～みんなが助けあい、心のふれあいを大切にする絆の強いまち“よこぜ”～
『希』　～誰もが夢と希望に充ちあふれる、こころはずむまち“よこぜ”～</td></tr>
<tr><td>基本計画（ごみ関連）</td><td colspan="2">**１．地域環境づくりの推進**
【施策の体系】
地域環境づくりの推進
↙　↓　↘
生活衛生の充実　**地域環境の保全**　**廃棄物処理の充実**

【施策の内容】
(1)　地域環境の保全
町の環境保全の基本的な方向性を示す環境基本計画の策定をはじめ、広報紙による啓発活動、学校での環境教育などにより、町民の環境保全意識の高揚を図ります。
さらに、町民クリーンパトロール員や関係機関と連携し、ごみの不法投棄の防止に努めます。
(2)　廃棄物処理の充実
ごみの処理については、関係機関と連携しながら、ごみ処理施設の整備促進をはじめ、処理体制の充実に努めます。また、有価物回収事業や生ごみ処理容器等設置補助事業を推進することにより、ごみの減量化に取り組みます。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="3">第４次皆野町総合振興計画
皆野　魅力アップ 21　（2007～2016）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本構想</td><td>将来都市像</td><td>“夢を育める安全で安心な快適なまちをめざして”</td></tr>
<tr><td>基本理念</td><td>(1)環境へのいたわりを優先しつつ、ゆとりと個性豊かな潤いのあるまちづくり
(2)住民が共に尊重し、協力し合い豊かさを実感できるまちづくり
(3)様々な人々が寄り集い新たな文化を創造するまちづくり</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>主要目標</td><td>1 環境に優しい魅力あるまちづくり
2 健康で長生きできるまちづくり
3 心豊かな人間性を育み文化彩るまちづくり
4 自然の豊かさと産業が活きづくまちづくり
5 地域の連携と交流が育む共感と共助のまちづくり</td></tr>
<tr><td>基本計画（ごみ関連）</td><td colspan="2">

【施策の基本】

持続型発展が可能な地域循環型社会づくりに向けて、ごみの排出抑制（リデュース）・再利用（リユース）・再生利用（リサイクル）の３Ｒへの積極的な取り組みと、環境に配慮した効率的なごみ処理を進めます。

【施策の体系】

ごみの処理 ┬ ごみの資源化
└ ごみ処理体制の整備

【主要施策】

(1) ごみの減量化

① ごみの減量化のために、電気器具や家具、建築物などの長期使用、再利用の促進、使い捨て商品の使用削減（詰め替え可能な商品の利用など）、過剰包装の廃止と買い物袋の持参、エコマーク商品の利用促進、生ごみの堆肥化などを促進します。

② 可燃ごみ、不燃ごみ処理の有料化を継続するとともに、ペットボトル、紙パック、トレーなど、資源ごみの回収・再生利用（リサイクル）の拡大発展に努めます。

③ ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機器の設置費補助金制度の維持に努めます。

④ ごみに関する広報活動の充実、学校教育・社会教育での環境学習の推進、住民活動の支援など、ごみ問題への意識啓発と住民・事業者による取り組みを促進します。

(2) ごみ処理体制の整備

① 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法など、循環型社会関連法の整備に対応し、収集体制の見直しを行うとともに、住民、事業者への徹底した取り組みを促進します。

② 産業廃棄物、農業用廃プラスチックなどについて、事業者、回収・処理業者への啓発を図ります。

③ 住民によるごみの分別収集（資源、可燃、不燃、粗大など）や収集ステーションの美化、管理の徹底を促進します。

</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="3">第 4 次長瀞町総合振興計画　はつらつ長瀞プラン
（平成 19 年度～平成 28 年度）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本構想</td><td>将来都市像</td><td>はつらつ長瀞</td></tr>
<tr><td>基本理念</td><td>1.若い世代が定住するまちづくり
2.安心と安全に暮らせるまちづくり
3.美しい自然を生かしたまちづくり
4.地域の支え合いと思いやりのあるまちづくり
5.町民との協働と参画によるまちづくり</td></tr>
<tr><td>基本計画（ごみ関連）</td><td colspan="2">廃棄物処理
①ごみの減量化、再資源化
ごみの排出量を抑制するため、分別収集を周知徹底するとともに、「容器包装リサイクル法」に基づく収集体制を推進します。また、限りある資源を有効利用するため、リサイクル運動や啓発活動を推進します。
②ダイオキシン類対策
ダイオキシン類を削減するため、簡易焼却炉や野焼きによる廃棄物野外焼却の禁止について周知指導をするとともに、焼却炉の撤去を実施し、ごみの適正な処理を推進します。
③不法投棄防止対策
関係機関との連携や情報の交換、監視員制度導入や啓発活動などにより、不法投棄防止対策を推進し、快適な生活環境の確保と公衆衛生の向上を図ります。
④ごみの散乱防止対策
長瀞地区で重点的に実施している空きカン回収事業については、回収方法など再検討し、効率的な運営に努めます。また、散乱ごみの清掃を実施するとともに、ごみの持ち帰りなどモラルの向上に努めます。

生活環境の美化
①町内美化清掃活動
ごみの散乱を防止するため、「ごみゼロ運動」や行政区など関係機関と協力した清掃活動及び啓発活動を実施します。
②環境にやさしい生活習慣
ごみを減らす上手な買い物を奨励し、環境にやさしい生活習慣を推進するため、情報提供や啓発活動などを実施します。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="3">第 1 次小鹿野町総合振興計画　小鹿野町
（平成 21 年度～平成 30 年度）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本構想</td><td>将来都市像</td><td>「人と自然が共に輝く活気あふれる町」</td></tr>
<tr><td>基本理念</td><td>◇　安心　町民が安心して生活できる町
◇　自立　自立した豊かな町
◇　協働　町民と行政が手をたずさえる協働の町づくり</td></tr>
<tr><td>基本計画（ごみ関連）</td><td colspan="2">環境保全
ごみ処理対策
①ごみの減量化・リサイクルの推進
ごみの減量化やリサイクルなどの意識を高めるため、啓発活動を推進します。さらに、ごみ処理業務の効率化を図るため、分別収集について啓発を図るとともに、分別方法の指導強化に努めます。
観光客に対しては、ごみの持ち帰りを呼びかけるとともに、指導強化に努めます。
②不法投棄防止対策の徹底
ごみの不法投棄については、環境パトロールなどによる監視活動の強化を図るとともに住民監視システムを確立し、不法行為の抑止に努めます。</td></tr>
</table>

第３節　組合圏域の概要

１．構成市町の概要

組合圏域は埼玉県の西部に位置し、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町の１市４町で構成されています。なお、秩父市は平成 17 年 4 月 1 日に吉田町、大滝村、荒川村と合併、小鹿野町は平成 17 年 10 月 1 日に両神村と合併し現在の秩父市、小鹿野町の枠組みになっています。

本圏域の面積は埼玉県の約 4 分の 1 を占めています。都心まで約 60～80km 圏に位置しており、群馬県、長野県、山梨県、東京都に隣接しています。

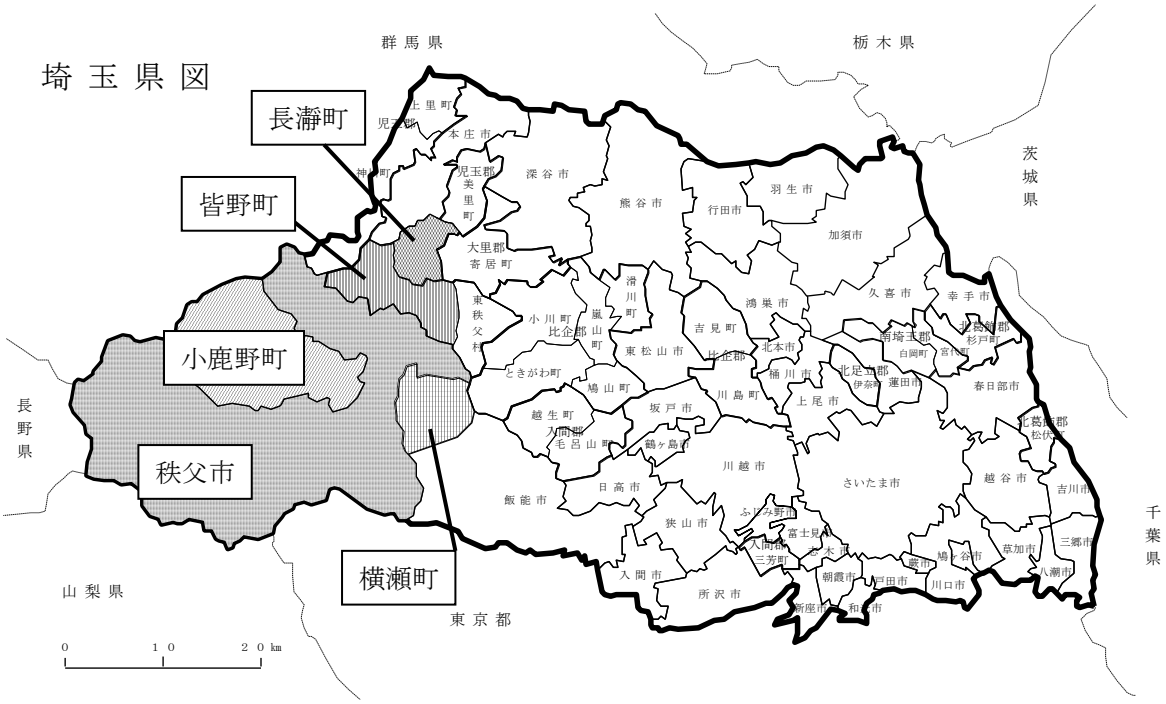

図２-３-１　組合圏域の位置

２． 自然環境

（１）気象

本圏域は、太平洋側内陸性気候に属しおおむね温暖ですが、盆地であるため寒暖の差が大きい地域です。

降水量は冬季に少なく、夏季に多いという太平洋気候の特徴を示しています。

（２）地勢

圏域面積の 85％を山林が占め、高低さまざまな山岳、丘陵地帯と、これに囲まれた盆地地帯からなっています。秩父多摩甲斐国立公園及び県立自然公園などの美しい山並みに囲まれ、特に秩父夜祭、岩畳の名勝地「長瀞」などの観光地をおおく擁しています。また、室町時代に作られた秩父札所 34 ヶ所は、西国、坂東、秩父をあわせた日本百番観音として有名です。

３． 社会環境

（１）人口・世帯数

① 人口

本圏域の人口推移を表２－３－１、図２－３－２に示します。各構成市町とも減少傾向にあります。

表２-３-１　行政区域内人口の推移

単位：人

年度	平成 12	平成 13	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21
秩父市	74, 820	74, 319	73, 774	73, 354	72, 706	72, 093	71, 426	70, 776	70, 070	69, 467
横瀬町	10, 112	10, 127	10, 105	10, 046	9, 928	9, 824	9, 675	9, 519	9, 420	9, 332
皆野町	12, 412	12, 340	12, 196	12, 102	11, 884	11, 702	11, 547	11, 429	11, 328	11, 212
長瀞町	8, 801	8, 752	8, 674	8, 613	8, 585	8, 557	8, 423	8, 314	8, 214	8, 080
小鹿野町	15, 449	15, 269	15, 120	15, 015	14, 883	14, 876	14, 595	14, 424	14, 187	13, 919
圏域合計	121, 594	120, 807	119, 869	119, 130	117, 986	117, 052	115, 666	114, 462	113, 219	112, 010

資料：構成市町提供資料

※　行政区域内人口（住民基本台帳人口＋外国人登録人口）

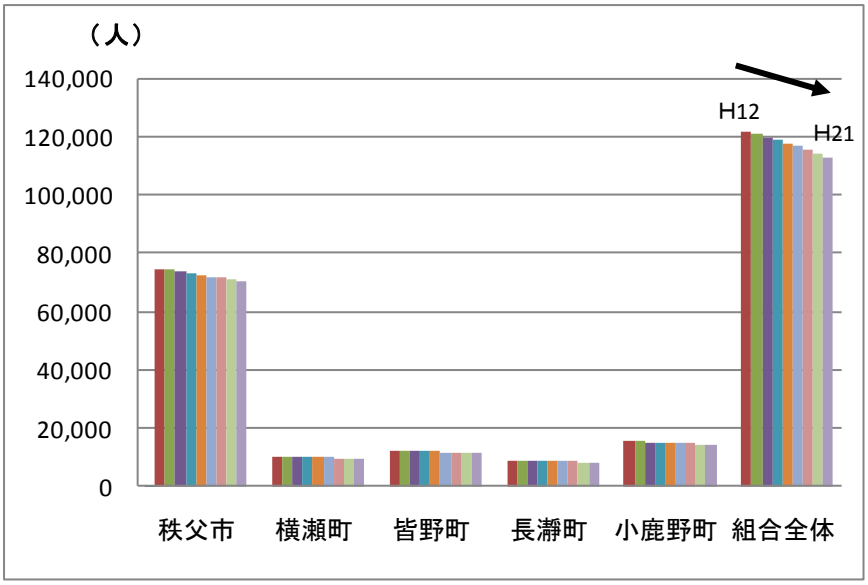

図２-３-２　行政区域内人口の推移（平成 12～21 年度）

また、年齢別・性別の人口ピラミッドを図２－３－３に示します。組合全体では、この時点で 65 歳以上人口が全体の 27%を占めています。65 歳以上の人口比率の増加は当面避けられない状況にあります。

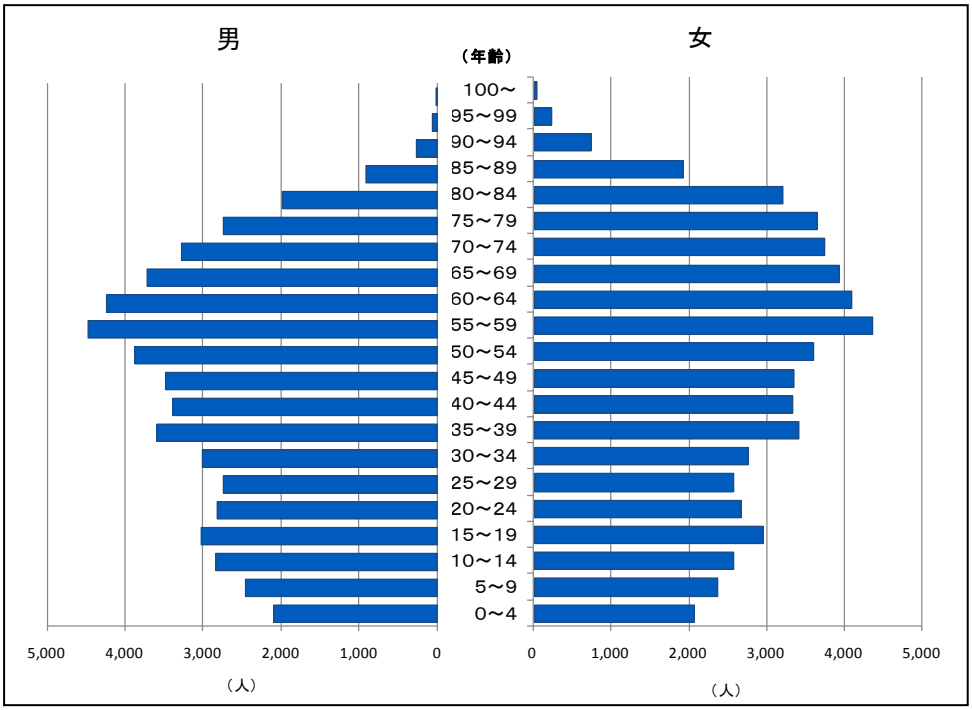

資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（H22 年 1 月 1 日現在）

図２-３-３　年齢別・性別の人口構造（圏域全体）

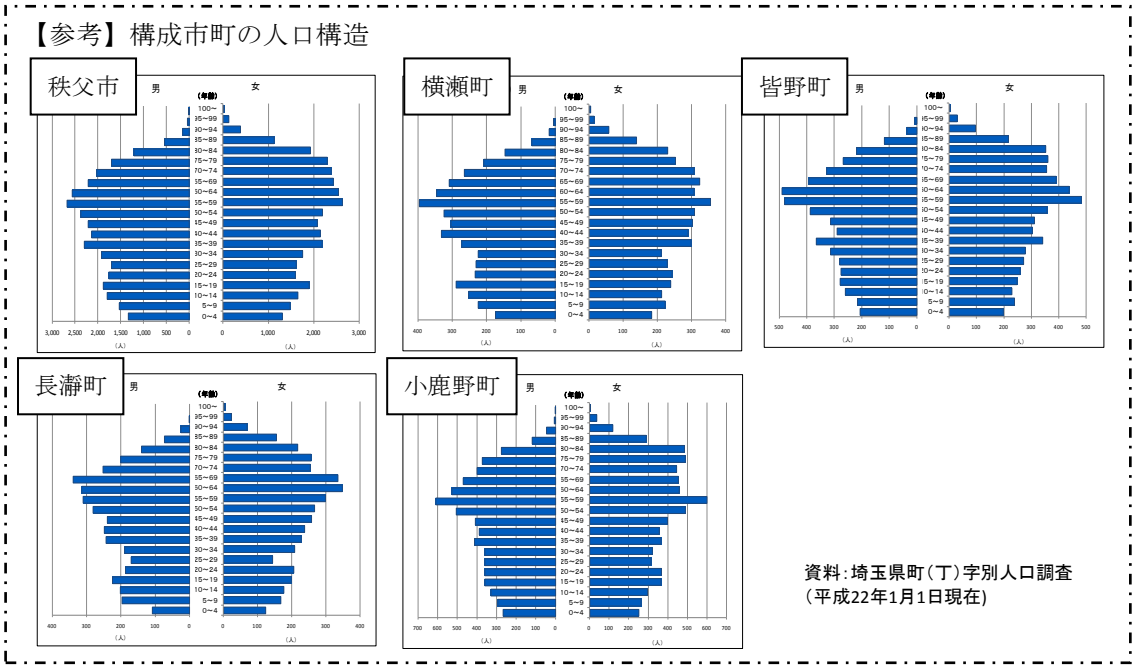

② 世帯数

本圏域の世帯数の推移を表２－３－２、図２－３－４に示します。各構成市町とも増加傾向にあり、核家族化の進行がうかがえます。

表２-３-２　世帯数の推移

単位：世帯

年度	平成 12	平成 13	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21
秩　父　市	25, 656	25, 829	25, 907	26, 146	26, 091	26, 144	26, 284	26, 296	26, 345	26, 440
横　瀬　町	3, 236	3, 274	3, 317	3, 335	3, 334	3, 348	3, 346	3, 346	3, 340	3, 328
皆　野　町	3, 891	3, 903	3, 915	3, 941	3, 895	3, 906	3, 972	3, 998	4, 034	4, 027
長　瀞　町	2, 719	2, 734	2, 775	2, 798	2, 816	2, 838	2, 832	2, 851	2, 886	2, 900
小鹿野町	4, 801	4, 766	4, 828	4, 872	4, 876	4, 986	4, 959	4, 959	4, 987	4, 980
圏域合計	40, 303	40, 506	40, 742	41, 092	41, 012	41, 222	41, 393	41, 450	41, 592	41, 675

資料：構成市町提供資料

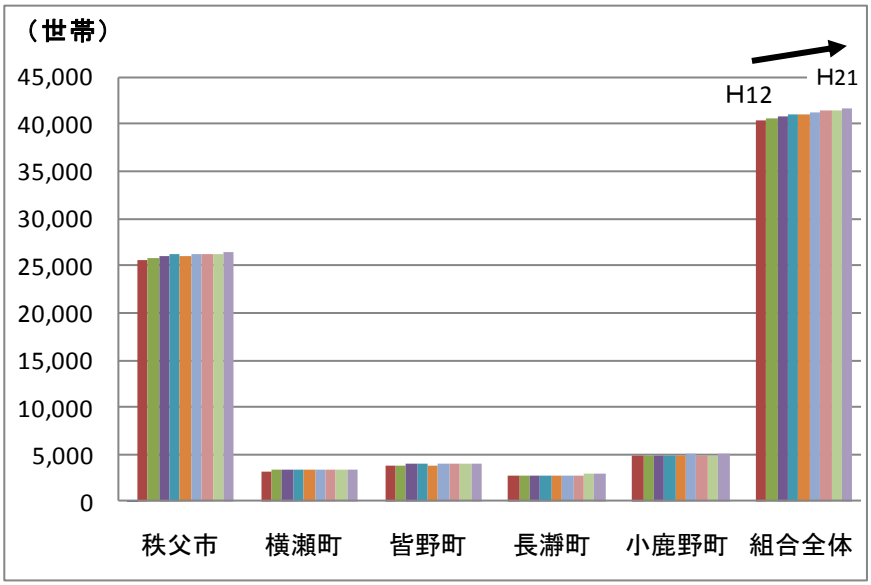

図２-３-４　世帯数の推移（平成 12～21 年度）

（２）土地利用

本圏域における土地利用の状況を表２－３－３に示します。

圏域全体ではその他が 51.2%、山林が約 37.2%を占めており、宅地や田畑は 10%未満です。各構成市町では山林とその他の土地利用を合わせると約 70%～90%を占めています。

表2-3-3　地目別土地利用

単位：ha、（　）内は%

	行政面積	田	畑	宅　地	池　沼	山　林	牧　場	原　野	雑種地	その他
秩父市	57,769 (100)	270 (0.5)	2,030 (3.5)	1,241 (2.1)	111.0 (0.2)	20,439 (35.4)	－	594 (1.0)	679 (1.2)	32,406 (56.1)
横瀬町	4,935 (100)	41 (0.8)	181 (3.7)	183 (3.7)	0.3 (0.0)	2,938 (59.5)	－	482 (9.8)	72 (1.5)	1,037 (21.0)
皆野町	6,361 (100)	49 (0.8)	573 (9.0)	237 (3.7)	0.0 (0.0)	3,340 (52.5)	23 (0.4)	389 (6.1)	191 (3.0)	1.560 (24.5)
長瀞町	3,040 (100)	28 (0.9)	290 (9.5)	188 (6.2)	0.1 (0.0)	1,401 (46.1)	－	146 (4.8)	152 (5.0)	835 (27.5)
小鹿野町	17,145 (100)	78 (0.5)	1,248 (7.3)	342 (2.0)	1.0 (0.0)	5,089 (29.7)	－	423 (2.5)	136 (0.8)	9,827 (57.3)
圏域合計	89,250 (100)	466 (0.5)	4,322 (4.8)	2,191 (2.5)	112.0 (0.1)	33,207 (37.2)	23 (0.0)	2,034 (2.3)	1,230 (1.4)	45,665 (51.2)

資料：県市町村課(平成 20 年 1 月 1 日現在)

※地目別内訳は少数点以下を四捨五入しているため、合計が行政面積に合致しない場合があります。

（３）産業

①　産業別就業人口

本圏域における産業就業人口を表２－３－４に示します。

本圏域の産業別人口の比率は、第 1 次産業人口 4.6%、第 2 次産業人口 36.1%、第 3 次産業人口 59.2%であり、第 3 次産業人口が過半数を占めています。

表２-３-４　産業別就業人口の推移

単位：人（%）

		第 1 次産業		第 2 次産業		第 3 次産業	
秩父市※	平成 12 年	1,356	(3.9)	13,905	(40.2)	19,345	(55.9)
	平成 17 年	1,180	(3.6)	11,418	(34.9)	20,106	(61.5)
横瀬町	平成 12 年	186	(4.1)	1,952	(42.7)	2,436	(53.3)
	平成 17 年	185	(4.2)	1,664	(37.5)	2,590	(58.3)
皆野町	平成 12 年	311	(5.3)	2,303	(39.4)	3,225	(55.2)
	平成 17 年	282	(5.1)	1,943	(35.2)	3,296	(59.7)
長瀞町	平成 12 年	256	(5.9)	1,637	(37.9)	2,426	(56.2)
	平成 17 年	217	(5.3)	1,473	(36.2)	2,375	(58.4)
小鹿野町※	平成 12 年	604	(8.1)	3,447	(46.3)	3,386	(45.5)
	平成 17 年	639	(8.9)	2,969	(41.4)	3,557	(49.6)
圏域合計	平成 12 年	2,713	(4.8)	23,244	(40.9)	30,818	(54.3)
	平成 17 年	2,503	(4.6)	19,467	(36.1)	31,924	(59.2)

資料：総務省統計局「国勢調査報告」両年 10 月 1 日現在

※平成 12 年は、合併後の町村分を合算している。

② 農業

本圏域における専兼業別農家数及び経営耕地面積を表２－３－５に示します。

総農家数の約７割が自給的農家であり、経営耕作地の約６割を畑（樹園地を除く）が占めています。

表２-３-５　農家数、経営耕地面積

	農家数（戸）				経営耕地面積（ha）		
	総農家数	自給的農家数	販売農家数		田	畑（樹園地を除く）	樹園地
			専業農家	兼業農家			
秩父市	1,713	1,248	153	312	82	229	42
横瀬町	277	202	19	56	16	25	10
皆野町	442	360	22	60	3	26	12
長瀞町	332	269	24	39	3	22	10
小鹿野町	776	563	77	136	20	74	34
圏域合計	3,540	2,642	295	603	124	376	108

資料：2010 年「農林業サンセス」（平成 22 年 2 月 1 日現在）

③　工業

本圏域における事業所数、従業者数、製造品出荷額等を表２－３－６に示します。過去 10 年間で事業所数は約 3 割、製造品出荷額等で約 1.5 割減少しています。

表２-３-６　事業所数、従業者数、製造品出荷額等

	事業所数（件）	従業者数（人）	製造品出荷額等（万円）
秩父市	198	6,412	15,420,343
横瀬町	30	842	2,873,110
皆野町	34	748	1,060,774
長瀞町	38	828	1,292,108
小鹿野町	75	2,136	2,953,472
圏域合計	375	10,966	23,599,807
【参考】平成 8 年 工業統計調査	549	14,029	28,059,129

資料：県統計課「工業統計調査」（平成 19 年 12 月 31 日現在）

④　商業

本圏域における商店数、従業者数、年間商品販売額を表２－３－７に示します。過去 10 年間で商店数は約 2 割、年間販売額で 2 割強減少しています。

表２-３-７　商店数、従業者数及び年間販売額

	卸売・小売業		
	商店数（店）	従業者数（人）	年間販売額（百万円）
秩父市	959	5,736	97,746
横瀬町	66	386	4,922
皆野町	167	958	14,890
長瀞町	96	419	5,556
小鹿野町	172	772	10,765
圏域合計	1,460	8,271	133,879
【参考】平成 9 年 商業統計調査	1,803	8,380	173,805

資料：経済産業省「商業統計表」（平成 19 年 6 月 1 日現在）

⑤　観光

本圏域における利用別観光客数及び目的別観光客数を表２－３－８、表２－３－９に示します。

本圏域への観光客数は、平成 21 年度では、年間 980 万人となっています。観光客の 9 割近くは日帰り客であり、利用交通機関は自家用車が 6 割を占めています。

観光の目的では、寺社参詣などが約 220 万人、花見・紅葉狩りが約 180 万人、遊園地が約 110 万人、ハイキング・登山が約 110 万人となっています。

表２-３-８　利用別観光客数（秩父広域圏）

単位：千人

	観光客数	日帰り	宿泊	不明	利用交通機関			
					鉄道	観光ﾊﾞｽ	自家用車	その他
平成 17 年	9,526	8,394	1,076	56	2,254	1,234	5,807	177
平成 18 年	9,495	8,372	1,044	78	2,256	1,231	5,762	168
平成 19 年	9,473	8,376	1,022	75	2,250	1,241	5,722	186
平成 20 年	9,913	8,778	1,051	84	2,305	1,348	5,988	189
平成 21 年	9,796	8,664	1,055	77	2,241	1,274	6,003	201
秩 父 市	3,899	3,373	463	63	1,007	610	2,200	18
横 瀬 町	722	677	46	0	210	100	407	5
皆 野 町	1,161	1,072	84	5	116	90	876	75
長 瀞 町	2,436	2,111	325	0	822	194	1,408	12
小鹿野町	1,578	1,431	137	10	87	280	1,112	89

資料：（暦年）入込観光客「推計」調査（埼玉県）

※内訳は少数点以下を四捨五入しているため、合計が合致しない場合があります。

表2-3-9　目的別観光客数（秩父広域圏）

単位：千人

	ハイキング・登山	花見・紅葉狩り	釣り	寺社参詣、文化財･天然記念物見学	遊園地	各種行事まつり	スポーツ	産業観光	その他
平成 17 年	1,039	1,686	96	1,959	1,197	904	556	902	1,187
平成 18 年	1,073	1,760	99	1,949	1,108	838	558	889	1,220
平成 19 年	1,063	1,798	104	1,942	1,094	829	514	903	1,226
平成 20 年	1,063	1,815	102	2,271	1,132	818	561	866	1,284
平成 21 年	1,102	1,844	104	2,151	1,072	774	537	849	1,364
秩父市	334	972	32	677	2	483	221	454	724
横瀬町	82	45	29	271	82	15	7	124	67
皆野町	185	135	8	125	263	122	45	183	95
長瀞町	321	587	10	639	276	61	194	36	313
小鹿野町	180	105	25	441	449	92	69	52	165

資料：（暦年）入込観光客「推計」調査（埼玉県）

※内訳は少数点以下を四捨五入しているため、合計が合致しない場合があります。

４． 組合の概要

本組合の概要を表２-３-１０に示します。

表2-3-10　組合の概要

名称	秩父広域市町村圏組合
所在地	埼玉県秩父市栃谷１４７７番地
設立年月日	昭和 45 年 4 月 1 日
構成市町村	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町
共同処理する事務	１　廃棄物の収集及び処理に関すること。 ２　火葬場、葬祭施設、霊柩車の設置及び維持管理に関すること。 ３　消防に関すること。 ４　結核予防にかかるエックス線検査に関すること。 ５　循環器検査に関すること。 ６　救急医療施設に関すること。 ７　介護認定審査会の設置及び運営に関すること。 ８　知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成 11 年埼玉県条例第 61 号)により、組合市町が処理することとされた事務のうち、次に掲げるもの。 ア　火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)及び火薬類取締法施行規則(昭和 25 年通商産業省令第 88 号)に基づく事務 イ　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)に基づく事務 ウ　高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)に基づく事務 ９　障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関すること。